

神奈川県立近代美術館新館（仮称）
施設整備等事業実施方針

平成 12 年 7 月

神奈川県

目次

1．特定事業の選定に関する事項	3
(1) 事業内容に関する事項	3
(2) 選定方法等に関する事項	6
2．事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 事業者選定の方法	7
(2) 選定の手順及びスケジュール	7
(3) 応募手続き等	8
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	10
(5) 審査及び選定に関する事項	13
(6) 結果及び評価の公表方法	13
(7) 提出書類の取扱い	13
3．民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
(2) 提供されるサービス水準	14
(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等	14
(4) 民間事業者の責任の履行に関する事項	14
(5) 県による事業の実施状況の監視	15
4．立地並びに規模及び配置に関する事項	15
(1) 施設の立地条件	15
(2) 土地の取得等に関する事項	16
(3) 建物等の建設要件等	16
5．事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
6．事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
7．金融上の支援等に関する事項	17
(1) 財政上、金融上の支援に関する事項	17
(2) その他の支援に関する事項	17
8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
(1) 議会の議決	18
(2) 情報公開及び情報提供	18
(3) 入札に伴う費用負担	18
(4) 応募者の権利	18
(5) 建築基準法の特例許可の再取得	18
(6) 埋蔵文化財の取扱い	18
(7) 下水道の整備	18

様式1 実施方針に関する質問書

様式2 実施方針に関する意見書

添付資料1 県から事業者を支払うサ - ビスの対価についての考え方

添付資料2 事業者の審査・選定手順について

添付資料3 設計事務所の役割

添付資料4 契約の考え方

添付資料5 リスク分担表

付属資料 維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書（案）

付属資料 神奈川県立近代美術館新館（仮称）施設整備等事業 V E 提案要領

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

神奈川県立近代美術館新館（仮称）施設整備等事業

2) 事業に供される公共施設の種類

神奈川県立近代美術館葉山新館

神奈川県立近代美術館鎌倉館（本館及び別館）

3) 公共施設の管理者の名称

神奈川県知事 岡崎 洋

4) 事業目的

神奈川県立近代美術館の現在地（鎌倉市）で不足する機能について、鎌倉館と連携する新館を葉山町に建設し、2館体制により、これまでの高い企画力を受け継ぎ、展示・収蔵機能の充実など、生涯学習時代にふさわしい機能を備えた美術館を整備する。

5) 事業に必要と想定される根拠法令等

建築基準法

消防法

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律

神奈川県福祉の街づくり条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

その他関係法令等

都市計画法第29条の開発許可及び神奈川県環境影響評価条例は適用されない。

6) 事業の範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、事業者が新たに県立近代美術館葉山新館を建設・所有し、維持管理業務・美術館支援業務・備品等整備業務を遂行し、また、既存の鎌倉館についても維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。

事業者は葉山新館の維持管理業務・美術館支援業務（30年間）の終了後、県に施設を無償譲渡する。

なお、展覧会の企画・開催、美術作品の収集・保管等の公立美術館としての運営業務は、従来通り県が行う。

具体的には次のとおりとする。

ア葉山新館施設整備業務

- ・建設及びその関連業務（水道加入、CATV 架設）
- ・工事監理（事業者は原設計者に委託すること）
- ・周辺家屋影響調査・対策
- ・電波障害調査・対策
- ・新館建設に伴う各種申請等の業務
- ・VE（Value Engineering）実施に伴う設計変更

イ維持管理業務

葉山新館維持管理業務

- ・建築物保守管理業務（修理業務を含む）
- ・建築設備保守管理業務（設備運転・監視、修理業務を含む）
- ・外構施設保守管理業務（修理業務を含む）
- ・清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・入館者受付・展示作品監視業務
- ・環境管理業務

光熱水費は実績額を支払う。ただし、付帯施設である喫茶・レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場に要する光熱水費は事業者が支払う。

鎌倉館（本館及び別館）維持管理業務

- ・建築物点検業務（修理業務は含まない）
- ・建築設備保守管理業務（修理業務は含まない）
- ・外構施設点検業務（修理業務は含まない）
- ・清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・入館者受付・展示作品監視等業務（図録等の販売業務を含む。）

ウ美術館支援業務

- ・新館喫茶・レストラン運営業務
- ・新館ミュージアムショップ運営業務
- ・新館駐車場管理運営業務
- ・美術情報システム整備及び運用支援業務（システム設計、ホームページ作成、所蔵作品管理システム等）

新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場は事業者が当該収益により運営する独立採算とする。

工備品等整備業務

- ・新館備品整備業務
- ・美術作品等移転業務（主に鎌倉 葉山）
- ・新館サイン作成業務

新館サイン作成業務は、事業者決定後、県と協議のうえ、建設工事と並行して実施する。

才県への新館施設賃貸業務

カ県への新館施設所有権移転業務

キその他業務

葉山新館に係るバスベイ・歩道整備（道路法 24 条に基づく自費施行工事により PFI 事業者が整備を行い、道路管理者である神奈川県横須賀土木事務所長に移管する）。

7) 事業スケジュール

ア 事業期間

葉山新館の建設（VE 提案による設計変更・建設）

平成 13 年 7 月～平成 15 年 3 月

葉山新館使用開始

平成 15 年 4 月

葉山新館の開館

平成 15 年 10 月

維持管理・運営

平成 15 年 4 月～平成 45 年 3 月

（ただし、鎌倉館本館については平成 28 年 3 月まで）

葉山新館の所有権の移転

平成 45 年 3 月

イ 契約等の締結

仮契約

平成 13 年 3 月

契約議案の議会への提案

平成 13 年 6 月

本契約

平成 13 年 7 月

8) 事業方式

BOT（Build ,Operate and Transfer）方式とする（事業者が葉山新館を建設し、30 年間所有、維持管理業務・美術館支援業務・備品等整備業務を遂行した後、県に所有権を移転する方式）。

また、鎌倉館本館については、維持管理業務を平成 15 年度から平成 27 年度まで契約することとする（契約期間 13 年間）。鎌倉館別館についての PFI 契約は平成 15 年度から平成 44 年度までとする（葉山新館と同様の契約期間）。

なお、鎌倉館（本館及び別館）の建物は事業期間中も県が所有する。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

当事業を PFI (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合に比べて財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

コスト算出による定量的評価 (割引率等、条件の記載を含む)

事業者に移転されるリスクの検討

PFI 事業として実施することの定性的評価

VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項の規定に従い特定事業を選定した場合は、VFM 評価を明らかにしたうえ、記者発表等により公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

総合評価一般競争入札方式によるものとする（地方自治法施行令第167条の10の2）。
 なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっては、以下の手順及びスケジュールにて行う。

	全体スケジュール	県に係る手順
7月19日		神奈川県PFI事業者選定審査会 （総合評価一般競争入札実施を決定 実施方針の検討）
7月28日/8月1日 7月28日	実施方針の公表/説明会 実施方針に対する意見招請等 の公示	
8月10日~9月8日 9月上旬	実施方針等に対するQ&A 特定事業の選定(VFMの公表)	神奈川県PFI事業者選定審査会 （鎌倉館の維持管理業務について） 9月議会 債務負担行為設定の議案提出
9月中旬	実施方針に対する意見招請の 締切り	
10月中旬 10月下旬~11月上旬	意見等に対するヒアリング	神奈川県PFI事業者選定審査会 （落札者決定基準の決定 入札説明書の検討）
11月中旬 11月中旬 11月中旬~12月上旬	入札公告（入札説明書の公表） 入札説明会・現場説明会 入札公告に対するQ&A	
12月中旬 12月下旬~1月上旬	参加表明書、資格確認申請書、 VE提案書の提出	VE提案審査部会 神奈川県PFI事業者選定審査会 （VE提案書の審査）
1月中旬	資格確認通知、VE提案審査結 果通知	
1月下旬	提案書の提出 提案者に対す るヒアリングを予定	2月議会 債務負担行為設定の議案提出（予定）
2月		
3月中旬	落札者の選定	神奈川県PFI事業者審査会 （提案書の審査、落札者の決定）
3月下旬	仮契約（事業者の選定）	
7月下旬	落札者の公示 事業者との本契約	6月議会 PFI契約に関する議案提出

(3) 応募手続き等 (P7 の「(2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

実施方針等の公表 / 説明会

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、実施方針等(本編及び付属資料(「維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書(案)」)、葉山新館に係る設計図書(図面、単価抜き設計書等)、VE提案要領))の中で事業の内容、募集及び選定に関する事柄、支援措置に関する事項等について神奈川県のお考え方を提示する。

なお、下記の日時・場所で説明会及び現地見学会を開催するとともに、葉山新館に係る設計図書の有償頒布(鎌倉館(本館及び別館)に係る設計図書は閲覧のみを行う。)実施方針等の閲覧を行う。

【説明会】

ア 日時 平成12年8月1日(火)午後1時

イ 場所 鎌倉市中央公民館講堂(鎌倉市小町1-10-5)

なお、説明会終了後、鎌倉館(本館及び別館)の見学会を実施する。

【現地見学会】

ア 日時 平成12年8月4日(金)午前10時~正午

イ 場所 三浦郡葉山町一色字三ヶ岡2208-1(葉山新館計画地)

JR 逗子駅前口 - タリ - ・バス停3番乗り場より、京浜急行電鉄(株)12系統・葉山行き(海岸回り)又は11系統・文化福祉会館行き(海岸回り)

いずれも「三ヶ丘」下車、逗子行きバス停前に集合(所要時間約18分)

なお、駐車スペースがないので、車での来場はできない。

【葉山新館に係る設計図書の有償頒布】

葉山新館に係る設計図書の有償頒布を別紙「葉山新館に係る設計図書の有償頒布のお知らせ」のとおり行う。

ア 申込み

・日時 平成12年8月2日(水)午前10時~正午

なお、説明会終了後にも申込みを受け付ける。

・申込先 (株)佐藤総合計画(墨田区横網2-10-12 AXSビル)

イ 頒布場所

・日時 平成12年8月4日(金)午後1時~午後4時

・頒布場所 (株)佐藤総合計画(墨田区横網2-10-12 AXSビル)

【実施方針等の閲覧】

実施方針等(本編及び付属資料(「維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書(案)」)、葉山新館に係る設計図書(図面、単価抜き設計書等)、VE提案要領))を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成 12 年 8 月 2 日(水)から 8 月 15 日(火)まで(ただし、月曜日を除く)

イ 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 閲覧場所 神奈川県生涯学習情報センター -
(神奈川県鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター - 5F)
(電話番号 045 - 312 - 1121 (代))

また、鎌倉館(本館及び別館)に係る設計図書(図面)については、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成 12 年 8 月 2 日(水)から 8 月 15 日(火)まで(ただし、月曜日を除く)

イ 閲覧時間 午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

ウ 閲覧場所 神奈川県立近代美術館(鎌倉館別館)(鎌倉市雪ノ下 2-8-1)
(電話番号 0467 - 22 - 7718)

なお、実施方針等(設計図書を除く)は、インターネットでも閲覧ができる。

近代美術館新館建設担当ホ - ムペ - ジアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaigakusyu/kinbi-hayama.htm>

実施方針等に対する Q&A

【実施方針等】

実施方針等(本編及び付属資料(「維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書(案)」、葉山新館に係る設計図書(図面、単価抜き設計書等)))に記載している内容に対する質疑応答を以下の要領にて行うものとする。

ア 質問の方法 質問の内容を簡潔にまとめ質問書(様式 1)に記入し提出すること。

イ 受付期間 平成 12 年 8 月 10 日(木)から 8 月 15 日(火)まで
(8 月 15 日(火)の締切りは午後 5 時まで)

ウ 提出方法 Eメール(あて先: kinbi-hayama@planet.pref.kanagawa.jp)
もしくは、郵送(フロッピーにて提出(印刷物も添付))

〔あて先: 〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課
近代美術館新館建設担当〕

ソフトは、Word 又は一太郎(Windows 版)対応とする。

エ 回答 9 月 8 日(金)までにインターネットおよび閲覧にて回答を行う。

近代美術館新館建設担当ホ - ムペ - ジアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaigakusyu/kinbi-hayama.htm>

【VE 提案要領】

VE 提案要領に基づき、葉山新館に関する VE の範囲等に対する質疑応答を行う。

ア 質問の方法 VE 提案要領様式 1 又は様式 2 に記入し提出すること。

イ 受付期間 平成 12 年 8 月 10 日(木)から 8 月 15 日(火)まで
(8 月 15 日(火)の締切りは午後 5 時まで)
提出方法及び回答については VE 提案要領に記載

【Q&A の閲覧】

実施方針等及びこれらに対する Q&A を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成 12 年 9 月 8 日(金)から 9 月 22 日(金)まで(ただし、月曜日及び祝日は除く)

イ 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 閲覧場所 神奈川県生涯学習情報センター -
(神奈川県鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター - 5F)
(電話番号 045 - 312 - 1121 (代))

実施方針等に対する意見招請、同締切り、意見等に対するヒアリング

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的に、実施方針等に対する意見や募集にあたっての具体的な提案など受付ける。実施方針等について意見等のある場合は、意見書(様式 2)に記入の上、平成 12 年 9 月 18 日(月)から 9 月 22 日(金)までの間に E メール(あて先: kinbi-hayama@planet.pref.kanagawa.jp)もしくは、神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課近代美術館新館建設担当(あて先: 〒231-8509 横浜市中区日本大通 33)へ郵送(フロッピーにて提出(印刷物も添付))。ソフトは、Word 又は一太郎(Windows 版)対応とする。

なお、民間事業者等から提出のあった意見等のうち、主要なものについて直接ヒアリングを行う予定としている。

また、提出のあった意見等及びそれに対する回答は、入札説明書に添付し公開する。

特定事業の選定、VFM の公表

本事業を PFI 事業として実施すべき事業か否かを評価し、VFM を公表する。

入札公告

7 月に公表した実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書(入札公告、維持管理等業務要求水準書、VE 提案要領、落札者決定基準、条件規定書等)を神奈川県公報により公告する。

現況調査

葉山新館整備計画地の敷地の状況など、現況を確認する機会を設ける予定。

入札公告に対する Q&A

入札説明書に記載している内容に対する質疑応答を行うものとする。

参加表明書、資格確認申請書、V E 提案書の提出

応募者は参加表明書及び資格審査に必要な書類を提出すること。V E 提案を行う場合には、あわせてV E 提案書を提出すること。なお、資格審査等に必要な書類は、入札説明書にて提示する。

また、V E 提案については、書類提出後に、提案内容のヒアリングを実施する予定としている。

資格確認通知、VE 提案審査結果通知の発送

資格審査の結果を応募者に通知し（VE 提案審査結果を含む）資格審査合格者に対し入札説明書に基づいた提案書類の提出を依頼する。

なお、入札参加資格なしの場合、その理由の説明要求があった応募者に対し回答を送付する。

提案書の受付

資格審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書にて提示する。

また、提案書提出後に提案内容のヒアリングを実施する予定としている。

V E 提案を提出した者は、採用されたV E 提案についてその内容を反映した提案書を提出できるものとする。

落札者の選定

提案審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

仮契約、落札者の公示、事業者との本契約

仮契約を締結した時点で、正式に落札者を決定し、神奈川県公報により公示する。落札者との契約は議会の議決を経た後、締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下 1) の要件を満たす者又はグル - プとする。

参加表明時には、グル - プ構成員、グル - プ代表者及び建物等を建設する能力を有する建設会社を明らかにすることとする。

1) 基本的要件

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

県の指名停止措置を受けていない者であること。

本事業の業務に関わっていない者であること。

本事業の業務に関わった者は（財）日本経済研究所及び（株）佐藤総合計画である。

最近 1 年間の事業税を滞納していないこと。

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

応募者の構成員の変更は認めない。ただし止むを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行う。

神奈川県競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「賃貸借」又は「建物」に登録されている者及びその営業を継承したと認められる者であること。（グループの場合は代表者が満たすことが必要である。）

建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

また、建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 9 月 30 日までのもの（当該審査基準日に係わる経営事項審査を受けていないものについては平成 12 年 10 月 1 日以降を審査基準日とするもの））を受けた者であること。（グループの場合は施工を担う者の代表者が満たすことが必要である。）

2) 工事監理業務の要件

工事監理者については、県が指定した者とする。

工事監理者として県が指定する者は、当該設計を行った者とする。

（株式会社 佐藤総合計画）

応募者は、設計業務を担当した設計事務所に工事監理業務を委託するものとする。

なお、工事監理費については、別途県が指定する（添付資料 3 参照）。

3) 資格確認基準日

資格確認基準日は平成 12 年 12 月中旬を予定。

4) その他

維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務を担う者を応募者の構成員にすることは可能である。

受託業者（維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務）は複数の応募者の委託先となることが可能である。

(5) 審査及び選定に関する事項 (添付資料 2 参照)

1) 審査に関する基本的な考え方

審査に際しては、学識経験者及び県で構成する審査会を設置し、落札者決定基準を入札公告時に公表する。

審査会にて、「建設」、「維持管理業務」、「美術館支援業務」、「備品等整備業務」、「その他業務」及び「業務遂行能力」(資金調達能力、企業信用力等) の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。

なお、審査において次の事項を重視する。

県の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われていること。

優れた品質管理が行われ、期限までに確実に工事を完工し、適正な維持管理・運営ができること。

総事業費の抑制など財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

2) 審査手順に関する事項

審査は資格審査と提案審査に分けて実施し、最終的な事業者の選定は、価格その他の要素を総合的に評価し、最も有利なものを選定することとする。なお、各審査の視点は次のとおり。

資格審査

- ・応募者の備えるべき参加資格要件の有無

提案審査

- ・入札価格
- ・その他の提案内容 (建設、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務、その他業務、業務遂行能力)

3) 事業者の選定

落札者と県は条件規定書に基づき契約手続きを行う。

(6) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は公表する。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

県が提示した設計図書の著作権は県及び本事業の設計者に帰属し、その他の応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本事業において公表及びその他県が必要と認める時には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、返却する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業提案者が負う。

但し、県が工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県が責任を負う。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、葉山新館の施設整備業務、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務、その他業務等の責任は、原則として事業者が負うものとする。また、原則的に鎌倉館（本館及び別館）の維持管理業務についても同様とする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として別添リスク分担表（P28、29）によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札時において明確化する。

(2) 提供されるサービス水準

設計図書に基づく建設工事、並びに維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書のとおり。

(3) 公共施設の管理者による支払に関する事項等

県は、契約の条項に従い提供されるサービスの対価を支払う。また、サービスの対価に係るリスク分担及びペナルティの考え方については、意見招請の結果を踏まえ入札説明書において提示する（添付資料1参照）。

(4) 民間事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、条件規定書に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(5) 県による事業の実施状況の監視

1) モニタリング

工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

施設供用開始後

県は、定期的に業務の実施状況を確認する。

モニタリング費

モニタリング費は、県の負担とする。

2) 支払の減額等

契約書で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額等を行う（添付資料1参照）。

4 . 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

(葉山新館)

建設計画地	三浦郡葉山町一色字三ヶ岡 2,208 - 1
敷地面積	15,398 m ²
地域地区等	
ア) 用途区域	第一種低層住居専用地域
イ) 建ぺい率	40%以下
ウ) 容積率	80%以下
エ) 建物高さ制限	10m
オ) 防火地域等	無指定

(鎌倉館本館)

所在地	鎌倉市雪ノ下 2-1-53
敷地面積	4,243.12 m ²

(鎌倉館別館)

所在地 鎌倉市雪ノ下 2-8-1
敷地面積 4,938.94 m²

(2) 土地の取得等に関する事項

(葉山新館)

土地は、県所有の普通財産とし、事業者は建設及び維持管理に必要な範囲において土地を無償で使用することができる。葉山新館についての借地形態は、事業期間にわたる使用貸借権を認めることとしており、地上権の設定は予定していない(葉山新館についての PFI 契約は平成 44 年度までとする)。

(鎌倉館本館)

土地は、宗教法人鶴岡八幡宮からの借地であり、現在、平成 27 年度までの賃貸借契約が成立している (鎌倉館本館についての PFI 契約は平成 27 年度までとする)。

(鎌倉館別館)

土地は、神奈川県教育委員会が管理する行政財産である (鎌倉館別館についての PFI 契約は平成 44 年度までとする)。

(3) 建物等の建設要件等

建物等の配置・外構計画、施設要件及び構造要件等の概要は以下のとおり。詳細については、設計図書を参照。

(葉山新館)

建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)
地上 2 階地下 1 階
延床面積 6,000 m² (注 : 構造体等を除く美術館各室面積の合計)
主要諸室 展示室、收藏庫、美術図書室、書庫、講堂、館長室、事務室、学芸員室、喫茶レストラン、ミュージアムショップ

(鎌倉館本館 : 旧棟 昭和 26 年 11 月、新棟 昭和 41 年 5 月)

建築概要 鉄骨スレト造
地上 2 階
延床面積 2,435.04 m²
主要諸室 展示室、彫刻室、收藏庫、事務室、喫茶室

(鎌倉館別館 : 昭和 59 年 7 月)

建築概要 鉄筋コンクリート造
地上 2 階地下 1 階

延床面積 1,599.8 m²

主要諸室 展示室、収蔵庫、書庫、事務室

5．事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6．事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

県は契約書の定めに従い事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書中に定めるその事由ごとに責任の所在による修復等の対応方法に従う。

融資機関（融資団）と県との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者が資金供給を行う融資機関（融資団）と県で協議を行うこともあり得る。

7．金融上の支援等に関する事項

（1）財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、次の 、 について財政上、金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、これを県が事業者に対して支払う代金の軽減に充当するべく、県と協議する。

現時点で想定される財政上、金融上の支援等に関する事柄は次のとおりである。

葉山新館整備における県有財産の無償使用。

地方公共団体が地域振興に資する民間事業活動を支援するために行う、地域総合整備資金貸付（通称ふるさと融資）。

日本政策投資銀行による融資。

なお、神奈川県として補助金、出資の支援は行わない。

（2）その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力をを行う。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と事業者で協議を行う。

(3) 国庫補助対象について

本事業は、国庫補助対象事業ではない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 12 年県議会 9 月定例会に提出予定。

PFI 契約に関する議案を平成 13 年県議会 6 月定例会に提出予定。

(2) 情報公開及び情報提供

「神奈川県情報公開条例」に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、記者発表及びインタ - ネット等を通じて行う。

(3) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

(4) 応募者の権利

応募者は、県が求める機能、性能等を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るために、県の承諾を得た範囲内で、設計図書の一部を変更することができる。

なお、設計図書の変更の範囲及び手続きなどについては、別紙「VE 提案要領」及び「添付資料 2」のとおりとする。

(5) 建築基準法の特例許可の再取得

葉山新館については、建設予定地が第一種低層住居専用地域であり、平成 10 年 10 月に美術館として建築基準法第 48 条第 1 項ただし書の特例許可を取得している。その後の設計調整により、延べ面積について変更がなされたため、特例許可の再取得を必要とする。

特例許可の再取得に当たっては、VE 提案により必要となった変更も併せて再取得をするものとする。

(6) 埋蔵文化財の取扱い

計画地は埋蔵文化財包蔵地であり、現在発掘調査中であるが、工事に伴い新たな埋蔵文化財が出土した場合には、事業者は県と協議する。

(7) 下水道の整備

現在、葉山町では下水道整備計画を進めているが、新館建設地域に下水道が整備された場合には、県が下水道接続工事を行う。

(本事業担当課)

神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課 近代美術館新館建設担当

電話 045 - 210 - 1111 (代表)(内線 8360、8361)

045 - 210 - 8360 (直通)

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「神奈川県立近代美術館新館（仮称）施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX
項目	(実施方針または配付資料名・ページ)
内容	

) 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

「神奈川県立近代美術館新館（仮称）施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX
意見項目	
内容	

意見・提案事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(添付資料1)

県から事業者に支払うサービスの対価についての考え方

1 サービスの対価について

事業者から提供されるサービスは一体不可分である。

本事業はPFI事業であることから、事業者は、設計(変更)から建設、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務までを、事業者の責任で、一括で提供する(事業者は、実施方針「1.(1)6」事業の範囲)(P.3)に記載の業務内容に係る全てのサービスを一体で提供する)。

事業者は、建設サービス、維持管理サービス、美術館支援サービス、備品等整備、のように別個にサービスを提供するのではなく、全サービスを一体として提供する。

県から事業者へ支払うサービスの対価は一体不可分である。

事業者から提供されるサービスは一体であるため、県は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体で支払う。(建設費、維持管理費、美術館支援業務費、のように別個には支払わない。)

事業者の県に対する支払請求権(債権)は一体不可分である。

事業者のサービス提供(債務)が一体不可分であるため、県に対する支払請求権(債権)も一体不可分である。(事業者は、関連法令に従い、会計上の処理を行う。)

葉山新館喫茶・レストラン、葉山新館ミュージアムショップ、葉山新館駐車場は事業者の独立採算とする。

2 サービスの対価の改定について

建設期間中に、サービスの対価の改定は行わない。

建設期間中の金利リスク、物価リスクは事業者の負担としているため、建設期間中にサービスの対価の改定は行わない。

維持管理、運営期間中のサービスの対価の改定方法は、意見招請の結果を踏まえ、入札公告時に提示する。

維持管理、運営期間中の金利リスク、物価リスクの分担は、意見招請の結果を踏まえ、決定する。意見招請時に、サービスの対価の改定方法について、具体的な意見を招請する。

3 サービスの対価の支払い時期について

年2回の支払いを予定している。

4 サービスの対価の減額等について

県はモニタリングを実施し、事業者から提供されるサービスが契約書に定められる要求水準に達しない場合は、サービスの対価の減額等を行う。

サービスの対価は一体不可分であるため、減額等の対象はサービスの対価全体である。

モニタリングの方法及びサービスの対価の減額等の方法は入札公告時に公表される条件規定書で提示する。

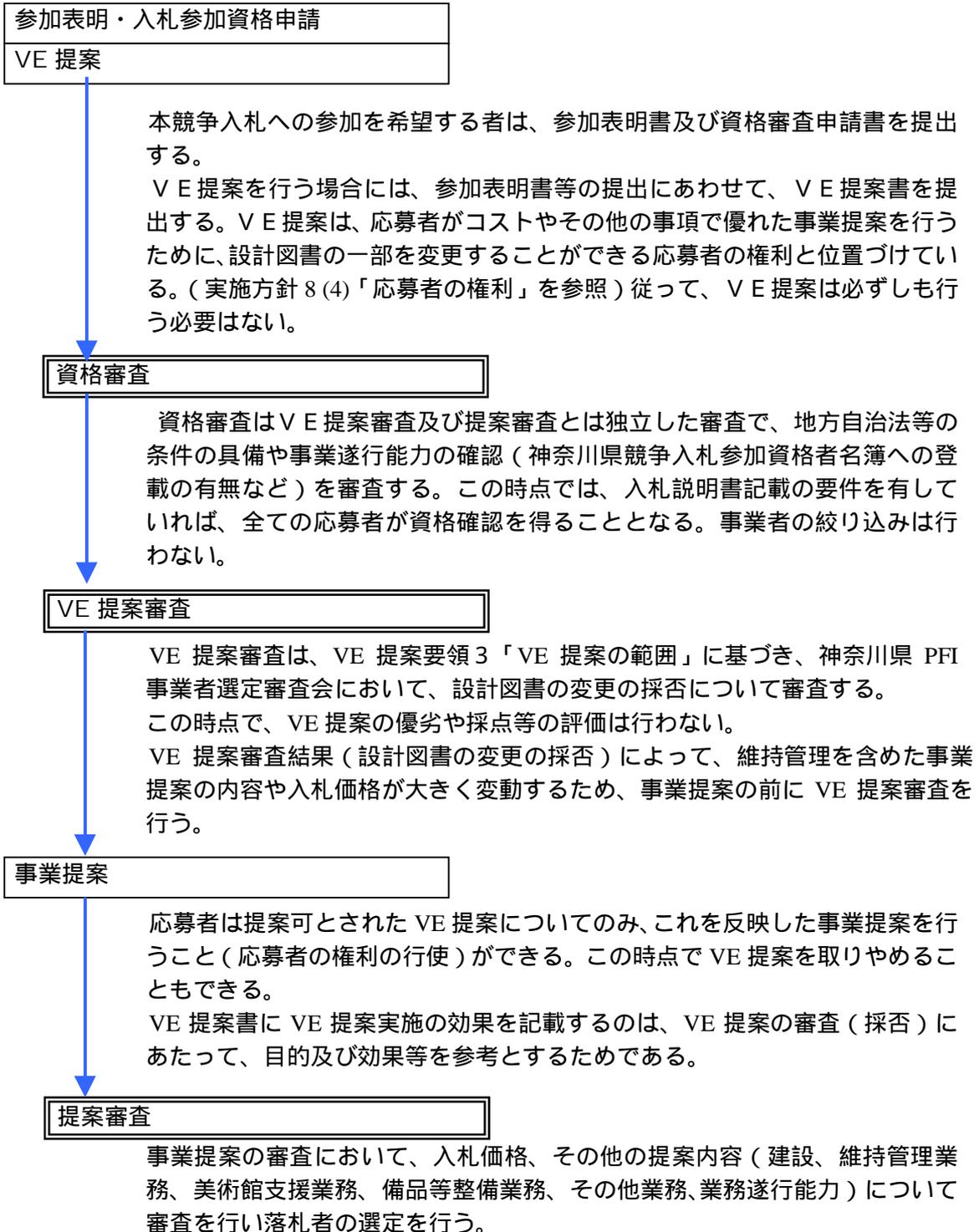
5 修理費の取扱いについて

葉山新館の修理費は、維持管理業務の中の（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務）に含まれるので、サービスの対価に含まれる。

ただし、バスベイ・歩道については、道路法 24 条に基づく自費施行工事により事業者が整備を行い、道路管理者である神奈川県横須賀土木事務所長に移管することから、道路管理者が維持管理を行うこととなり、修理の対象から除外する。

(添付資料2)

事業者の審査・選定手順について (VE提案審査と事業審査の関係について)



応募者が行う部分



県・審査会が行う部分



(添付資料3)

設計事務所の役割

(工事監理業務の範囲及びその責任等について)

本件事業において、工事監理業務は事業者が行う事業の範囲としている。

工事監理とは、設計意図を施工者に的確に伝達し、施工図等を検討するなかで設計意図の具体化を行うとの考えから、工事監理業務の委託先として設計業務を担当した設計事務所を指定した。

設計事務所は、工事監理業務のみを行うので、特定目的会社（SPC）への出資やその構成員となることはない。

工事監理業務の内容は、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会の四会連合協定・建築設計・監理業務委託書に示された業務とする。

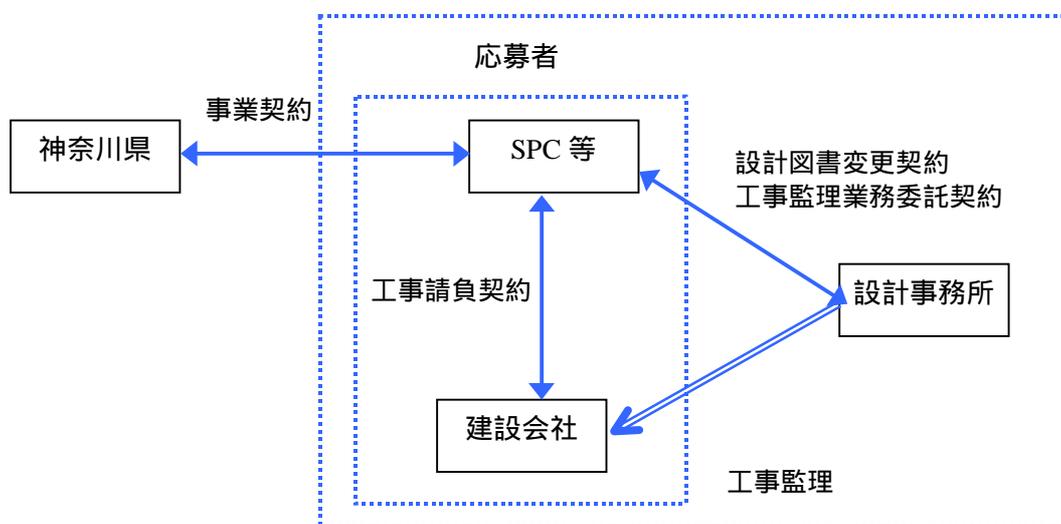
事業者と設計事務所の委託契約は四会連合協定・建築設計・監理業務委託書によることとする。

工事監理費については、県よりその費用を提示するので、入札価格に反映することとする。設計事務所への支払いは、工事完成までに支払うこととする。(年度末出来高払い1回を含む。)

工事監理業務は事業者が行う事業であることから、発生するリスクは事業者の負担とする。設計事務所は工事監理業務に関する責任を負担する。

また、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、設計事務所において設計図書の変更を行う。

【変更関係概念図】



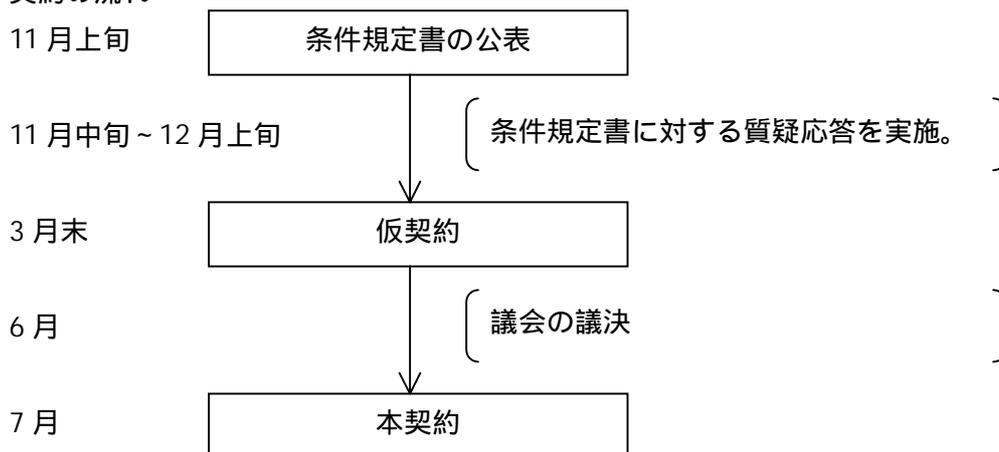
(添付資料 4)

契約の考え方

1. 契約の構造

選定された事業者と県は、仮契約を締結し、神奈川県議会の議決を得た上で、「建物等の建設・賃貸業務、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務に関する契約」を締結する。

契約の流れ



契約事項

建物等の建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務、その他業務、施設所有権移転業務、その他必要と思われる事項。

県と事業者とで締結する契約は、建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務等を含むものであり、単なる賃貸借契約ではなく、30年間の混合契約となる。

2. 契約等の概要

神奈川県の締結する仮契約及び本契約の概要は、次のとおりとする。

仮契約

ア 対象者

事業者又は代表事業者

イ 締結時期

平成13年3月末(予定)

ウ 仮契約の概要

アに示す対象者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、及び時期等について明記する。

建物等の建設・賃貸業務、維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務及びその他業務に関する契約

ア 対象者

事業会社又は代表事業会社

イ 契約時期

平成 13 年 7 月（予定）

ウ 契約の概要

提案内容及び条件規定書、仮契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき建設・賃貸業務及び維持管理業務、美術館支援業務、備品等整備業務に関する業務内容や金額、支払方法などを定める。

なお、維持管理業務、美術館支援業務及び備品等整備業務については、付属契約にて規定する可能性がある。但し、契約時期は本契約と近い時期を予定している。

3．直接協定

事業が適正に遂行されるよう一定の重要事項について、県は本事業に関し事業者に特に融資する融資機関（融資団）と直接協定を締結することがあり得る。

リスク負担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考	
			県	事業者		
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	契約締結リスク	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合			注1	
	制度関連リスク	政治リスク	PFIの議決契約が得られない場合、維持管理・学芸支援業務の縮小・拡充等			
		法制度・許認可リスク	法制度・許認可の新設・変更に関わるもの（PFI事業に影響を及ぼすもの）			
			法制度・許認可の新設・変更に関わるもの（上記以外）			
		許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの（県で取得する部分）			
			許認可の遅延に関するもの（上記以外部分）			
	税制度リスク	PFI事業者に影響を与える税制度の変更（法人税、固定資産税、建物所有・維持管理に関するもの等） 広く事業者全般に影響を与える税制度の変更（消費税等）				
	社会リスク	住民対応リスク	美術館の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等			
			上記以外のもの（調査・工事及び運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）			
		環境問題リスク	工事に伴う水枯れにより周辺地域に影響を及ぼした場合、みどりの協定違反により何らかの指導を受けた場合			
		第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・光・臭気に関するもの			
	施設の貸し出しに関するもの					
	VE提案リスク	VE提案に関するもの				
	デフォルトリスク（事業の延期・中止リスク）	民間事業者の責めによるもの	事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合等			
公共の責めによるもの		県の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等				
フォースマジュールリスク	戦争、風水害、地震等			注2		
計画・設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	工事請負契約の内容及びその変更に関するもの等			
		測量・調査リスク	県が実施した測量・調査に関するもの			
			事業者が実施した測量・調査に関するもの（周辺家屋影響調査、電波障害調査） 遺跡の広がりに関するもの			
	設計リスク	県の提示条件、指示の不備・変更によるもの				
	応募リスク	応募費用に関するもの				
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの				
建設段階	建設リスク	用地取得リスク	建設予定地の確保に関するもの			
		工事遅延リスク	工事が契約より遅延する、または完工しない場合			
		施工監理リスク	施工監理に関するもの			
		工事費増大リスク	県の指示による工事費の増大			
			上記以外の工事費の増大			
		性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
		施設損傷リスク	使用前に工事目的物・材料他、関連工事に関して生じた損害			
		物価リスク	インフレ・デフレ			
		金利リスク	金利の変動			
下水道整備リスク	葉山新館にかかる周辺下水道の整備に伴う追加工事の発生					

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考	
			県	事業者		
運営管理 段階	支払遅延・不能リスク	サービスの対価の支払遅延・不能に関するもの				
	維持管理 リスク	計画変更リスク	県の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの			
		性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む)			
		施設瑕疵リスク	葉山新館施設に瑕疵が見つかった場合(30年目まで)			
		維持管理コスト リスク	県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少			
			上記以外の要因による維持管理費の増大(物価・金利変動によるものは除く)			
		施設損傷リスク	劣化による場合			
			事故・火災等によるダメージ(県の責めによるものを除く)			
		備品更新リスク	備品の更新について不都合が発生した場合(県の設置による備品を除く)			
		修繕費増大リスク	修繕費が予想を上回った場合(大規模修繕を含む)			
		物価リスク	インフレ・デフレ			注3
金利リスク	金利の変動			注3		
所蔵品移動リスク	鎌倉館から葉山新館への展示品の移動に関するもの					
美術館支援 リスク	入場者リスク	入館制限を無視した入館者に関するトラブル				
	美術館施設リスク	美術館施設(館内外)における事故・トラブル(設計ミ、指示ミ等県の責めによるもの)				
		美術館施設(館内外)における事故・トラブル(上記以外の民間の責めによるもの)				
	入館料リスク	入館料金の紛失・管理上の不備				
	展示リスク	展示中の美術品の盗難・破損				
		展示会準備・後片づけ作業中の美術品の盗難・破損				
		施設に起因する展覧会・作品のトラブル				
		施設に起因しない展覧会・作品のトラブル(県の責めによるものを除く)				
	所蔵リスク	所蔵中の美術品の盗難・破損(経年変化、人為的な破損を除く)				
	図書閲覧リスク	図書閲覧室における盗難・破損(図書の切り取り、盗難は除く)				
	付帯施設リスク	付帯施設(新館レス・トラン、ミュージアムショップ、新館駐車場)に関するもの				
	レス・トラン運営リスク	新館レス・トランの運営に関するもの				
	ミュージアムショップ運営リスク	ミュージアムショップの運営に関するもの				
駐車場運営リスク	新館駐車場の運営に関するもの					
美術情報システム リスク	システムリスク	LAN情報システムの構築、メンテナンスに関するもの				
		通常使用に関するもの				
	更新リスク	ハードソフトの更新に関するもの				
移管 段階	移管手続きリスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等				

凡例：負担者 主分担、従分担

注1：契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。

注2：フォースマジョールリスクについては、県が主にリスクを負担するが、サービスの供給者である事業者が全ての責任を免責されることは考えていない。

両者の具体的な責任の範囲は条件規定書で提示する。

注3：物価リスク、金利リスクの分担については、サービスの対価の支払い方法により決定する。

サービスの対価の支払い方法については意見招請を踏まえ決定する。

神奈川県立近代美術館の業務概要

神奈川県立近代美術館は、1951年に日本で最初の近代美術館として開館し、以来50年にわたって美術館界の第一線で活動を繰り広げてきた。

そして現在の鎌倉館（本館及び別館）に、2003年開館予定の葉山新館を加え、これまでの活動をより充実させるとともに、新たな事業を立ち上げつつ21世紀に向けた新しい美術館として、次の方向を目指して取り組みを強化する。

- 1) 気軽に鑑賞できる美術館
- 2) 個性的で高い企画力に基づく発信性の高い美術館
- 3) 近現代美術の研究と美術館活動の研修を行う美術館
- 4) 生涯学習時代に対応し、文化活動を支援する美術館
- 5) 施設機能の充実

もとより公立美術館の運営にあたっては、利潤を追求するものではなく、人々の生涯学習のニーズに応える社会教育施設として来館者の視点に立ち、より開かれた親しみやすい美術館を目指して、建築物や設備の管理、サービス部門などには民間の柔軟な方式を活用していきたいと考えている。

県が直接実施する美術館業務

1美術作品、資料等の収集・保存管理

- ・日本の近代現代を中心とした絵画彫刻など多岐にわたる美術作品とそれらに関する資料を継続的に収集し、全体として日本近代美術史、現代美術の動向がよく理解できるようなコレクション作りを行って美術愛好家たちに公開していく。
- ・外国の版画についても、シリーズものを中心に広く収集し、ヨーロッパ、アジアなど諸外国の美術理解に役立つコレクションを形成する。
- ・これらのコレクションの保存・貸出し等にあたっては適正な管理を行っていく。
- ・所蔵作品数(平成11年度末) 約7,900点

2調査研究

- ・所蔵する作品、資料に関する研究
- ・日本近代現代美術、及びそれに関連する諸問題の研究一般
- ・館外の学芸員、研究者との相互交流に基づく共同研究
- ・これらの研究活動の成果は、紀要の発刊、展覧会や講演会、シンポジウムの開催、ギャラリー・トーク等さまざまな形で発表していく。

3展覧会の企画及び運営

ア 企画方針

- 1) 日本の近代美術を検証する。
- 2) ヨーロッパ、アジアの近代美術を紹介する。

- 3) 国内外を問わず現代美術を紹介する。
 - 4) 近代以前の美術を近現代の視点で捉え直す。
- イ 現在の展覧会開催頻度
- ・鎌倉館本館...年 6 本の企画展（テーマ展）
 - ・鎌倉館別館...年 4 回の所蔵品展
- ウ 葉山新館開館後の展覧会開催の目安（今後変更もある）
- ・葉山新館...年 4 本程度の企画展（うち 2 本程度は大型展）と 1 本程度の所蔵品展。
第 4 展示室で、年 3 本程度の若手作家の個展を併行展示。
 - ・鎌倉館本館...年 1 ～ 2 本の企画展、年 3 本程度の所蔵品展。
 - ・鎌倉館別館...年 4 本程度の所蔵品展。

4.図書閲覧

鎌倉現本館開館以来 50 年の間に蓄積された美術図書資料をベースとし、次の収集方針のもとで資料の充実を図り、研究者や学習者の利用に供する。

ただし、資料の貸出は行わない。

ア 収集方針

日本近代美術に関する図書資料を収集。特に近代美術史上、重要な役割を果たした作家並びに近美の所蔵作品に関する図書資料に重点を置く。

時代とともに変化していく美術活動を的確に把握するため、現代美術の動向を提供する図書資料の収集

日本の近現代美術の展開に直接影響を与えた外国美術、特に欧米、アジアの近現代美術に関する図書資料の収集

- イ 所蔵図書資料数 約 56,000 冊（図書、雑誌、展覧会図録等）

5.教育普及

- ・企画展に関する、あるいは近現代美術に関する講演、講座、シンポジウム。
- ・学校教育と連携し、児童・生徒を対象とした美術鑑賞講座。
- ・ボランティア、友の会等の育成。

6.広報活動

- ・展覧会広報のほか、美術館の活動や館自体の P R。

7.管理業務（観覧料等収入管理、予算執行、庶務等）

- ・管理業務は、県が実施する。

P事業する 美術館業務

1. 葉山新館施設整備業務

- 建設及びその関連業務（水道加入、CATV架設）
- 工事監理（事業者は原設計者に委託すること）
- 周辺家屋影響調査・対策
- 電波障害調査・対策
- 新館建設に伴う各種申請等の業務
- VE（Value Engineering）実施に伴う設計変更

2. 維持管理業務

- ・原則として、葉山新館及び鎌倉館（本館及び別館）の維持管理を一括してPFI事業とする。
- ・葉山新館の維持管理業務には修理業務を含める。
- ・業務内容の詳細は、別紙業務要求水準書（案）のとおり。

3. 美術館支援業務

新館喫茶・レストラン

- ・美術館来館者にとって魅力的なスペースとする。
- ・営業内容としては、軽食・ソフトドリンクの他に食事も提供する。
- ・「海の見えるレストラン」として特徴づける。
- ・民間のレストラン経営のノウハウに委ねるが、美術館との調和に配慮する。
- ・施設、設備については、VE提案において別途提案を受ける。

新館ミュージアムショップ

- ・美術館への来館記念や興味、関心を深めるミュージアムグッズ、図書等の販売を行う。
- ・民間のショップ経営のノウハウに委ねつつ、美術の普及につながる運営を行う。
- ・美術館は、商品開発の面で協力する（ロゴマークの活用や、版画、アクセサリーなど作品の紹介）
- ・展覧会図録、所蔵品絵葉書等は委託販売とする。
- ・施設、設備については、VE提案において別途提案を受ける。
- ・喫茶・レストランと連携した運営も可能とする。

新館駐車場管理

ア 基本的な考え方

- ・原則として美術館利用者のための施設とする。
- ・有料とするが、駐車料金は周辺の駐車場との均衡を保つ。
- ・レストラン等へのアクセスについては、VE提案において別途提案を受ける。

イ 施設の概要

- ・乗用車が 50 台駐車できる（身体障害者専用駐車場 2 台分を含む）。
- ・バスは 2 台分の停車が可能だが、原則乗降のみの利用とする。
- ・機械による無人駐車システムを導入する。

美術情報システム

ア 基本的な考え方

- ・美術館が所蔵する美術作品や図書資料の公開を行う。
- ・葉山新館と鎌倉館の情報共有手段とする。
- ・国内外の美術館、研究者との情報交換に活用し、研究機能強化を図る。

イ システムの概要

- ・下記システム及びハードウェアの整備を行い、定期的に更新を図るとともに運用支援を行う。

ホームページ情報

所蔵作品管理システム（データベース一部公開）

美術図書システム（データベース公開）

展覧会資料管理システム(データベース公開)

4.備品等整備業務

新館備品整備

ア 基本的な考え方

- ・葉山新館に設置する備品を整備する。
- ・その他消耗品類は、県が開館前に調達する。

イ 整備対象

- ・対象となる備品は、別紙業務要求水準書（案）の添付資料のとおり。

美術作品等移転

ア 基本的な考え方

- ・近代美術館が所有する美術作品及び図書資料を鎌倉館（本館及び別館）から葉山新館へ搬送する。
- ・美術館職員の指示に従い、美術作品等の仕分け、梱包、搬送等を行う。

イ 業務の日程

- ・美術作品については、平成 14 年度から、移転準備のための整理・仕分け作業を開始する。
- ・図書資料は、新館竣工後すみやかに搬送する。
- ・開館時に必要な美術作品は開館前に搬送し、その他の美術作品は平成 15 年度内に搬送を完了させる。

新館サイン作成

基本的な考え方

- ・葉山新館建設に伴い、一定のデザインコンセプトのもとに、敷地及び建物内の表

示板や案内板等を作成し、設置する。

- ・デザインは美術館の広報等に幅広く活用する。
- ・デザインコンセプトの与件は、別途指示する。
- ・敷地外のサインについては、県が整備する。

5.2.0 他業務

- ・新館に係るバスベイ・歩道を整備し、道路管理者（神奈川県横須賀土木事務所長）に移管する。